平成２５年（フ）第１５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束540番地、旧住所岡山県倉敷市有城1169番地150
債務者　相澤真里子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１３０４号
広島市安佐南区長楽寺２丁目４番13―203号
債務者　下護　勝俊
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２３号
広島市西区南観音２丁目９番７―413号
債務者　竹元美也子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５９号
広島県安芸郡海田町国信１丁目10番22号
債務者　土岐　誠治
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５８号
広島市西区南観音２丁目３番44―308号
債務者　佐々木文彦
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２５号
香川県高松市植松町274番地　県営住宅植松団地16棟201号室
債務者　片山　政信
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第５４号
山口県防府市大字佐野533番地の３
債務者　加藤　道治
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
秋田県山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇110番の１くまげら館、住民票上の住所秋田県能代市字鶴形８番地
債務者　小林　幸夫
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１３号
秋田県由利本荘市水林402番地８
債務者　池泉　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１７号
秋田県にかほ市象潟町小滝字下山19番地２
債務者　篠原　秋廣
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１８７号
山梨県甲斐市長塚699番地１　シティ長田Ｄ202
債務者　青山　雅直
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
山梨県韮崎市大草町下條西割42番地３、申立時の住所山梨県韮崎市龍岡町下條南割1615番地13
債務者　杉山　智一
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
山梨県甲府市西高橋町374番地　ハウス西高橋３号
債務者　西島　満平
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
山梨県甲府市西高橋町374番地　ハウス西高橋３号
債務者　西島　　孝
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
静岡県富士市厚原710番地グロリアＫ’Ｓ102号、前住所静岡県富士市松岡168番地の７
債務者　遠藤由里子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３８号
愛媛県大洲市中村244番地
債務者　坂井　国之
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第４４８号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地60棟307号
債務者　玉置工作所こと　玉置　俊光
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部